

平成30年第1回臨時会

# 長生郡市広域市町村圏組合議会会議録

平成30年7月13日 開会

平成30年7月13日 閉会

長生郡市広域市町村圏組合議会

平成30年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会臨時会会議録

平成30年7月13日

1 出席議員

1番	三橋弘明君	2番	田畑毅君
3番	山田広宣君	4番	中山和夫君
5番	ますだよしお君	6番	常泉健一君
7番	吉野繁徳君	8番	鵜野澤一夫君
9番	市原重光君	10番	中村義徳君
11番	矢部眞男君	12番	阿井市郎君
13番	板倉正道君	14番	大多和秀一君
15番	月岡清孝君	16番	池沢俊雄君
17番	板倉正勝君	18番	松野唱平君

2 欠席議員

なし

3 説明員

管理者	田中豊彦君	副管理者	馬淵昌也君
副管理者	市原武君	副管理者	小高陽一君
副管理者	林和雄君	副管理者	清田勝利君
副管理者	平野貞夫君	教育長	内田達也君
事務局長	関谷英樹君	消防長	東條秀明君
水道部長	大森茂雄君	長生病院 事務部長	木島明良君
事務局次長	鈴木祐一君	消防本部次長	丸幸夫君
水道部次長	河野宏昭君	事務局副参事 (環境衛生課長)	河野良一君
水道部副参事 (水道部管理課長)	渡辺義一君	事務局局長	平山義晴君
温水センター 所長	齊藤精一君	環境衛生 センター所長	丸登美夫君
会計管理者	田中一郎君		

#### 4 事務局職員

議事 局長 今井孔才 書記 秋葉正人  
事務局 書記 石井雄亮

#### 議 事 日 程

平成30年7月13日 午前10時開議

- 第 1 議長の選挙
- 第 2 議席の指定
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 副議長の選挙
- 第 6 常任委員会委員の選任
- 第 7 議会運営委員会委員の選任
- 第 8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 9 議案第1号 契約の締結について
- 第10 議案第2号 契約の締結について
- 第11 議案第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議会事務局長（今井孔才） 皆様、おはようございます。

平成30年第1回臨時会が招集されました。

この議会は、現在、議長及び副議長が空席となっておりますので、新たに議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

本日、出席議員中、中村義徳議員が年長の議員でありますので、臨時議長としてご紹介申し上げます。

中村義徳議員、議長席に着席をお願いいたします。

（中村義徳議員、議長席へ移動）

○臨時議長（中村義徳君） 皆さん、おはようございます。

ただいまご紹介をいただきました、中村でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を務めさせていただきます。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

午前10時00分開会

○臨時議長（中村義徳君） ただいまから、平成30年長生郡市広域市町村圏組合議会第1回臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は、全員であります。よって、会議は成立いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、ご了承をお願い申し上げます。

日程第1、議長の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（中村義徳君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選に決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、本職において指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（中村義徳君） 異議なしと認めます。

したがって、本職において指名することに決定いたしました。

議長に吉野繁徳君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました吉野繁徳君を議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(中村義徳君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました吉野繁徳君が議長に当選されました。

それでは当選されました吉野繁徳君が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

吉野繁徳君に当選承諾のご挨拶をお願いいたします。

○議長(吉野繁徳君) ただいま推薦を受けました一宮町、吉野でございます。新人ではございますが、議長職、広域行政の発展のために全力を尽くすつもりでおります。よろしくお願い申し上げます。

○臨時議長(中村義徳君) ただいま議長が決まりましたので、議長と交代をいたします。

吉野議長は議長席をお願いいたします。

皆様方、ご協力ありがとうございました。(拍手)

(中村臨時議長と吉野議長交代)

○議長(吉野繁徳君) よろしく申し上げます。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時15分といたします。

なお、議会運営委員の方は第2研修室にお集まりください。

午前10時 5分休憩

午前10時18分再開

○議長(吉野繁徳君) 休憩前に引き続きまして、会議を再開します。

ここで報告いたします。

本年4月の長生村議会議員選挙に伴い、組合規約第5条第2項の規定により、議長職議員として矢部眞男議員、議会選出議員として阿井市郎議員が本組合の議員となりました。

また、6月の茂原市議会議長の改選に伴い、議長職議員として三橋弘明議員が本組合の議

員となりました。今後のご活躍をご期待申し上げます。

次に、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成29年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、平成29年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算事故繰越し繰越計算書について、並びに地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成29年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算繰越計算書について、6月15日付で管理者から調製した旨の報告がありました。

先般、議案と一緒にお届けさせていただいておりますので、ご了承願います。

なお、報告1号は資料のとおり、汚泥再生処理センター建設工事遅延により、平成30年7月末まで工期を延長する必要が生じたため、繰越明許費となったものであります。

報告2号では、ごみ処理施設の気象観測装置更新工事が、北陸地方の豪雪の影響により、部品の製造に遅延が生じ、工事が年度内に完成できなかったため、事故繰越となったものであります。

報告3号では、長生郡長南町蔵持地先にて実施した、配水管布設替え工事で、施設調査及び施工調整に不測の日数を要したことから、工事を繰り越したものでございます。書面による報告は以上でございます。

次に、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付してございますので、ご了承願います。

先ほど議会運営委員会を開き、この臨時会の運営等について協議をしていただきましたので、その内容について議会運営委員会委員長より報告を願います。

中山和夫議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（中山和夫君） おはようございます。

議会運営委員会の報告を申し上げます。

先ほど議会運営委員会を開催し、平成30年第1回臨時会の日程及び会議の運営方法について協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

お手元に本臨時会の議事日程（第1号の2）を配付してございますので、ご覧いただきたいと存じます。

まず、本日の日程について申し上げます。

日程第2としまして、議席の指定を行います。

日程第3としまして、会議録署名議員の指名を行います。

日程第4として、会期の決定を行います。

この会期でございますが、提案されております議案等の内容から、本日1日としたいと思います。

日程第5は、副議長の選挙を行います。

日程第6は、常任委員会委員の選任を行います。

日程第7は、議会運営委員会委員の選任を行います。

日程第8は、専決処分の承認を求めるものでございます。

日程第9から日程第11は、議案3件の上程があり、各々説明を受けた後に、委員会付託を省略し、直ちに採決していただきたいと考えております。

これらのうち、人事案件につきましては、上程説明を受けた後、委員会付託を省略するとともに、質疑と討論も省略し、直ちに採決するようお願いいたします。

なお、採決の方法は起立によりお願いをいたします。

以上のとおり、議会運営委員会として協議決定をいたしましたので、よろしく願いをし、報告を終わります。

○議長（吉野繁徳君） ご苦労さまでした。

以上で議会運営委員会委員長の報告を終わります。

本日の議事日程を報告いたします。

日程は、先ほど議会運営委員会委員長から報告のあったとおりで、ご了承願います。

日程第2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、本職において指定いたします。

1番に三橋弘明君、11番に矢部眞男君、12番に阿井市郎君を指定いたします。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、本職において指名いたします。

5番、ますだよしお君、6番、常泉健一君、両名を指名いたします。

日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、今回提出された議案の内容と議会運営委員会の意向を尊重し、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、したがって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第5、副議長の選挙を議題といたします。

ただいま組合副議長が空席となっておりますので、副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選と決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、本職において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認めます。

したがって、本職において指名することに決定いたしました。

副議長に三橋弘明君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました三橋弘明君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました三橋弘明君が副議長に当選されました。

ただいま当選されました三橋弘明君が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

三橋弘明君に当選承諾のご挨拶をお願いしたいと思います。

○副議長(三橋弘明君) 副議長という大役をご指名いただきました、茂原の三橋でございます。どうぞよろしく申し上げます。

申し上げるまでもございませんが、浅学菲才の身でございます。また、広域議会、広域行政に参画させていただくのは初めてでございます。吉野議長、また、議員各位、そして関係者の皆様のご支援、ご協力をいただきまして、長生郡市の発展、また15万市町村民の生活向上のために微力ではございますが取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。(拍手)

○議長(吉野繁徳君) ご苦労さまでした。



続きまして、日程第6、常任委員会委員の選任並びに日程第7、議会運営委員会委員の選任を一括議題といたします。

委員の選任は、議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたします。

総務常任委員会委員に1番、三橋弘明君、11番、矢部眞男君、また企業常任委員会委員に12番、阿井市郎君を、議会運営委員会委員に12番、阿井市郎君を指名いたします。

お諮りいたします。

以上のとおり、各常任委員会委員並びに議会運営委員会委員に選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、したがって、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は10時45分といたします。

なお、総務常任委員会の方は、第2研修室にお集まりください。

午前10時30分休憩

午前10時44分再開

○議長(吉野繁徳君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここで報告いたします。

休憩中、別室において総務常任委員会が開かれました。副委員長に三橋弘明君が選任されました。

会議を続けます。

ここで管理者から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

田中豊彦君。

○管理者(田中豊彦君) 平成30年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、時節柄大変お忙しいところ、本臨時会にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、日ごろより組合行政の進展にご指導、ご協力を賜っております、重ねて感謝を申し上げます。

さて、このたびの西日本を中心とした記録的な豪雨により、各地で大規模な災害が多発しており、甚大な被害が発生しております。犠牲になられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、初めに先ほど議長からご報告がありましたとおり、長生村議会、それから茂原市議会におきまして、広域組合議会議員が選出され、長生村からは議長職議員として矢部眞男議員、議会選出議員として阿井市郎議員が、それから茂原市からは議長職議員として三橋弘明議員が当組合議会議員に就任されました。

議員各位におかれましては、広域行政のさらなる推進のため、ご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、先ほど議長及び副議長が選出され、議長に吉野繁徳議員が、副議長に三橋弘明議員が就任されました。両議員におかれましては、今後の広域議会の運営にご尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、前議長の阿井市郎議員、組合議員を退任されました前副議長の鈴木敏文議員におかれましては、広域行政の進展のために多大なるご尽力をいただきましたことに、衷心より御礼を申し上げる次第であります。

次に、行政報告をさせていただきます。

環境衛生の関係でございますが、汚泥再生処理センター建設工事は、平成28年2月9日の着工以来、約2年6カ月の工事期間を経まして、今月下旬に竣工の予定となりました。

工事期間中は組合議員をはじめ、地元住民及び関係各位にはご理解とご協力を賜りまして、心より感謝を申し上げます次第でございます。

なお、本施設の落成式は8月27日に執り行いますので、議員各位におかれましては、ご出席を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本臨時会では、承認1件と議案3件をご提案申し上げます。

まず、承認第1号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、施行期日等の関係から、緊急を要するものと認め、専決処分による対応をさせていただきましたので、議会の承認を求めるものであります。

議案第1号は、し尿処理場解体工事の請負契約について、議案第2号は、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事の請負契約について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。議案第3号は、監査委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

以上、本臨時会でご審議いただく議案等の概要説明といたしますが、詳細につきましては、

担当から説明させますので、議員各位におかれましては慎重なるご審議をいただきまして、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

臨時会の開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。本日はよろしくようお願い申し上げます。

○議長（吉野繁徳君） ご苦労さまでした。

以上で管理者の挨拶は終わりました。

次に、日程第8、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関谷事務局長。

○事務局長（関谷英樹君） 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」ご説明を申し上げます。

本件は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、去る平成30年3月28日に専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるところでございます。

職員の給与に関しましては、茂原市に準じた給与体系をとっており、茂原市では平成30年第1回議会定例会において、所要の改正がなされたことから当組合といたしましても、その状況に鑑み、同様に実施することといたしました。

組合では、本件についての議会招集について検討したところでございますが、既に第1回議会定例会を終えており、また茂原市の動向、茂原市議会における議決の日程並びに施行期日等との関係から、組合議会を招集する時間的余裕がないことが明らかとなったため、専決処分により対応したものでございます。

改正の内容は、一般職の給与水準の適正化を図るための給料月額の独自削減につきまして、平成30年度においては、6級以上の管理職について、給料の1%削減を実施するため、所要の改正をしたものでございます。

以上が、職員給与に関する条例の一部改正の専決処分についての概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野繁徳君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託

を省略したいと思いますが、ご異議ございますか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑に入ります。

質疑の回数は、会議規則第56条の規定により、2回までといたします。

質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ質疑を終ります。

次に、討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉野繁徳君) 起立全員。

したがって、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第1号「契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関谷事務局長。

○事務局長(関谷英樹君) 議案第1号「契約の締結について」ご説明を申し上げます。

本案は、し尿処理場解体工事請負契約について、予定価格が1億5,000万円以上であるため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、契約の締結に当たり議会の議決を求めるものでございます。

まず、契約の目的でございますが、工事名称は、し尿処理場解体工事でございます。

契約の方法は、入札の不落による随意契約でございます。

契約金額は1億9,872万円で、契約の相手方は千葉県長生郡一宮町一宮3178番地、片岡工

業株式会社でございます。

契約の概要につきましては、議案に参考資料を付してありますので、資料によりご説明申し上げます。

2ページをお開きください。

入札の概要としましては、本入札に関する入札参加資格審査申請書の提出があった9業者全てが資格要件を満たしていると認められ、平成30年6月21日に入札を行い、6者が参加いたしました。

3ページをお開きください。

3回の開札の結果、予定価格に達せず、不落となりました。その後、最低応札業者である片岡工業株式会社から見積書を徴したところ、予定価格に達しましたので、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、片岡工業株式会社と平成30年6月21日に随意契約により仮契約をいたしました。

本臨時会で議会の議決をいただき次第、工期を議会議決日の翌日から平成31年3月15日に設定し、本契約を締結しようとするものでございます。

なお、工事内容等につきましては、後ほど資料をご覧いただきたいと存じます。

以上、議案第1号についてご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野繁徳君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑に入ります。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終ります。

次に、討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ討論を終結します。

議案第1号「契約の締結について」を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（吉野繁徳君） 起立全員。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第2号「契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関谷事務局長。

○事務局長（関谷英樹君） 議案第2号「契約の締結について」ご説明を申し上げます。

本案は、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事請負契約について、予定価格が1億5,000万円以上であるため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、契約の締結に当たり、議会の議決を求めるものでございます。

まず、契約の目的でございますが、工事名称はごみ焼却施設基幹的設備改良工事でございます。契約の方法は指名競争入札によるものでございます。契約金額は29億9,160万円で、契約の相手方は、東京都品川区南大井六丁目26番3号、日立造船株式会社東京本社でございます。契約の概要につきましては、議案に参考資料を付してありますので、資料によりご説明申し上げます。

2ページをお開きください。

平成30年6月21日に指名競争入札を行い、発電設備を有するごみ焼却施設の基幹的設備改良工事実績のある業者4者中、2者が入札に参加いたしまして、日立造船株式会社東京本社が落札し、平成30年6月21日に仮契約をいたしました。

本臨時会で議会の議決をいただき次第、工期を議会議決日の翌日から平成35年3月17日に設定し、本契約を締結しようとするものでございます。

工事概要につきまして、ご説明申し上げます。

資料の1ページをご覧ください。

現在のごみ焼却施設は、平成8年4月の稼働開始から22年が経過しており、施設の各部で摩耗や腐食による老朽化が進行しております。ごみ焼却施設の供用年数につきましては、一般的には概ね20年から25年程度で廃止を迎える施設が多いとされておりますが、組合のごみ焼却施設におきましても、性能を維持した中で将来にわたり安定的にごみ処理を継続してい

くためには、施設全般の大規模改修工事等が必要な時期を迎えております。

そこで、平成29年度にごみ焼却施設の保全や、延命化について計画いたしました長寿命化総合計画を策定する中で、ごみ焼却施設を延命化する場合と、施設更新する場合について、施設建設費、運営管理費、解体費を含めた施設の生涯費用の総計でありますライフサイクルコストの比較検討を行った結果、延命化したほうが大幅な経費節減が図れることから、本案のごみ焼却施設基幹的設備改良工事を執行しようとするものでございます。

施設の延命化につきましては、基幹的設備改良工事終了後から15年程度の延命化が図れる整備を行うこととしまして、長寿命化総合計画に基づいた発注仕様により、施設全般の改良工事を進めてまいります。

工事の内容につきましては、長寿命化総合計画に基づきまして、最新の省エネ技術を採用しながら、主要設備の更新を行い、同時に余剰蒸気を有効活用した発電能力向上などの二酸化炭素排出量削減に資する機能向上を図ることで、国からの交付金を活用した基幹的設備改良事業として施設の延命化を進めていく計画となっております。

工事期間につきましては、基幹的設備改良工事の工事期間中においても、ごみの処理は遅滞なく継続していく必要があることから、平成34年度までの5カ年の工事期間を設定して、工事を分散しながら、ごみの処理に支障が出ないように改良工事を進めてまいります。

以上、議案第2号についてご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野繁徳君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑に入ります。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終ります。

次に、討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ討論を終結いたします。

議案第2号「契約締結について」を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉野繁徳君） 起立全員。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第3号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、13番、板倉正道君には暫時、退場をお願いいたします。

（板倉正道議員暫時退場）

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明を求めます。

管理者、田中豊彦君。

○管理者（田中豊彦君） 議案第3号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」提案理由をご説明申し上げます。

本案は、議会選出の監査委員でございました吉野繁徳氏が、平成30年7月12日をもって退任されたことに伴いまして、その後任に組合議員であります板倉正道氏を監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

板倉氏は、広域行政に精通され、監査委員に適任であると考えますので、議員各位におかれましては、賛同をお願いする次第でございます。

なお、退任されました吉野氏におかれましては、監査委員としての組合運営に多大なるご尽力を賜りましたことに衷心より御礼を申し上げます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたします。

お諮りいたします。



本案は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、これより採決に入ります。

議案第3号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を原案のとおり同意することに賛成の方、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉野繁徳君) 起立全員

したがって、議案第3号は原案のとおり同意されました。

ここで、板倉正道君の入場を求めます。

(板倉正道議員入場)

○議長(吉野繁徳君) 13番、板倉正道議員にお知らせいたします。

監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

監査委員の紹介をいたします。

板倉監査委員よりご挨拶をお願い申し上げます。

○監査委員(板倉正道君) ただいま議員各位より、監査委員の同意をいただきました板倉でございます。何分にも初めてのことで、経験ありませんが、精一杯皆さんの協力をいただきまして、つつがなく監査を遂行していきますので、よろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(吉野繁徳君) どうもご苦労さまでした。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議に係る会議録の調製に当たりまして、字句、その他細部の調整を要するものについては、会議規則第43条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認めます。

これをもって、平成30年長生郡市広域市町村圏組合議会第1回臨時会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

午前11時11分閉会